

地方分権・広域連合対策特別委員会
平成24年(2012年)5月23日
総合政策部企画調整課

地方分権・地域主権改革の推進について

【地方分権・地域主権改革の経緯】

| | |
|--------|--|
| 平11. 7 | ・地方分権一括法成立（機関委任事務制度の廃止） |
| 16~18 | ・三位一体の改革 |
| 18. 12 | ・地方分権改革推進法成立（19.4.1~22.3.31の時限立法） |
| 20. 5 | ・第1次勧告（国と地方の役割分担の基本的考え方、重点行政分野の抜本的見直し、基礎自治体等への権限移譲と自由度の拡大等）（地方分権改革推進委員会） |
| 20. 12 | ・第2次勧告（義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し）（同上） |
| 21. 3 | ・出先機関の改革に係る工程表（国：地方分権改革推進本部） |
| 21. 4 | ・国直轄事業負担金に関する意見（地方分権改革推進委員会） |
| 21. 10 | ・第3次勧告（義務づけ・枠付けの見直し等）（同上） |
| 21. 11 | ・第4次勧告（地方税財源のあり方等）（同上） |
| | ・地域主権戦略会議設置 |
| 22. 6 | ・地域主権戦略大綱閣議決定 |
| 22. 12 | ・アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～を閣議決定 |
| 23. 4 | ・地域主権改革関連3法（第1次一括法、国と地方の協議の場法、地方自治法改正法）成立 |
| | ・ひも付き補助金の一括交付金化（地域自主戦略交付金の創設） |
| 23. 8 | ・第2次一括法成立 |
| 24. 3 | ・第3次一括法案提出 |
| 24. 4 | ・地域自主戦略交付金拡充（メニュー、対象の拡充） |
| 24. 4 | ・国の出先機関の移譲に係る特例制度の基本構成案了承（地域主権戦略会議） |

地域主権改革のこれまでの取組

改革課題

これまでの取組実績

義務付け・枠付けの見直し
基礎自治体への権限移譲

事務の実施条例により、地方議会が定めることで決定するのを判る
と等に責任と仕組みに改める。

補助金等の一括交付化

国から地方への「ひも付き補助金」を発止する一括交付化をえる。

出先機関の原則発止

事務・権限を地方自治体に移譲するなどにより、地域における行政権限が自治体がつかうにすることを含む。

国と地方の協議の場

地方に開く重要政策等について、国と地方が協議する場を設ける。

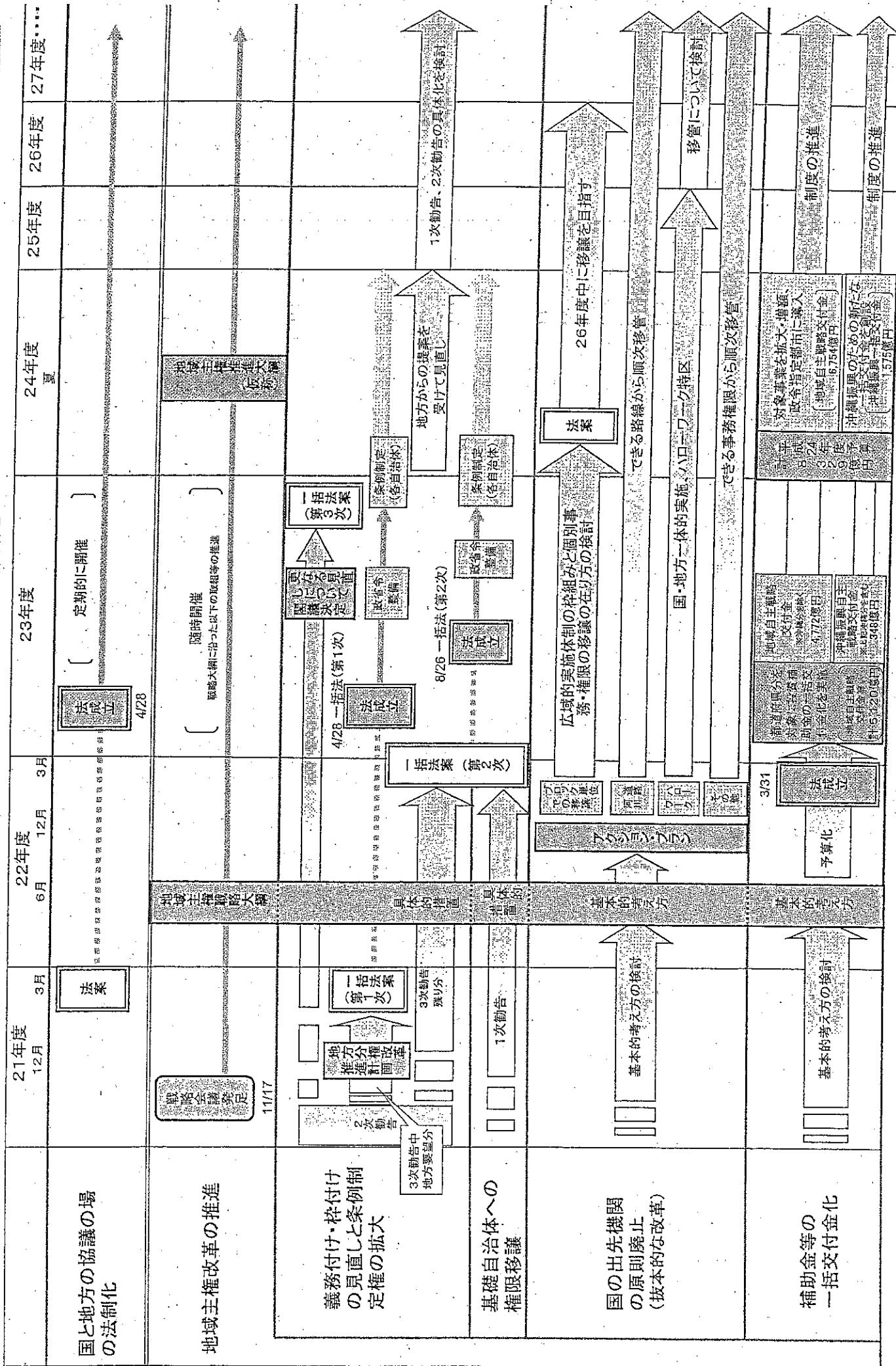
1次一括法 (23年4月28日成立)
2次一括法 (23年8月26日成立)
3次一括法案 (24年3月9日国会提出)

「地域自主戦略交付金」等を創設
23年度 5,120億円※
※沖縄県・主戦略交付金を含む
24年度 6,754億円※
※沖縄県一括交付金を含むと8,329億円

「アクション・プラン」
(22年12月28日閣議決定)
出先機関の権限のグローバル化を今通常国会に提出予定
機関に移譲

国と地方の協議の場法
(23年4月28日成立)
法制化後、本体会合を9回開催

地域主権改革の進展状況



地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月

地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「國のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、「國のかたち」をつくる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目指し、「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）
別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～の概要

[平成22年12月28日閣議決定]

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)
当該一體的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

3. その他

- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的実施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」については、現在の取組を継続。その他の3課題については、全ての取組のベースである「アクション・プラン」を、百からゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化。

| 「アクション・プラン」の課題 | 取組状況 |
|-----------------------|------------------------|
| 出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲 | 来年の通常国会への法案提出に向け最大限努力。 |

| 「アクション・プラン」の課題 | 今後の取組方針 |
|----------------------|--|
| 直轄道路・直轄河川 | 直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討する。 |
| ハローワーク | 知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。 同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。 |
| 共通課題（その他の一都道府県内完結事務） | 各府省が移譲できるとする「A-a」事務と知事が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める3事務の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。 3事務については、知事が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。 |

国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（仮称）（骨子）

内閣府地域主権戦略室

1 目的

この法律は、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合において適用される事務等の移譲措置、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

（1）制度を利用する主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

(2) 移譲対象

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所に係る事務等のうち政令で定めるものとする。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、当該特定広域連合が移譲事務等をより効果的かつ効率的に実施するため、移譲事務等とこれに関連する当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・6①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項等

6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲

「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手続と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）

② 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。

- ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
- ・移譲対象特定地方行政機関の名称
- ・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあっては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域
- ・計画の目標
- ・特定広域連合等が移譲を受ける事務等を開始する日
- ・移譲事務等の実施体制に関する事項その他の移譲事務等の円滑かつ確実な実施のために必要な事項として内閣府令で定めるもの
- ・特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする特定広域連合を組織する地方公共団体の当該移譲事務等に関する事務等に関する事項その他の移譲事務等をより効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

③ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるとときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。

- ・事務等移譲基本方針に適合するものであること。
- ・移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ・事務等移譲計画に定められた区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3（1）の政令で定める区域の全部又は一部とを合わせた区域と一致すること。

④ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。

⑤ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。

⑥ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組

- 織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。
- ⑦ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
- ⑧ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している認定を受けた特定広域連合等の職員の國への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し認定を受けた特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、あらかじめ、別に法律で定める。

7 事務等の移譲措置

- ① 特定広域連合等が、事務等移譲計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、
3 (2) の事務等については、特定広域連合等の長が行うこととする。
- ② 移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣は、移譲事務等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、当該特定広域連合等の長が行うこととされる事務等のうち政令で定めるものに關し、政令で定めるところにより、必要な関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に關わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいう。）をすることができる。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制^(注)の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、あらかじめ、特定広域連合委員会の意見を聞くものとし、当該意見を勘案し必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
 - ・条例を制定し、又は改廃しようとするとき。
 - ・予算を調製しようとするとき。
 - ・7③の移譲事務等の実施に関する計画を作成し、又は変更しようとするとき。
 - ・認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、事務等移譲計画毎に移譲事務等補佐役を置くものとする。移譲事務等補佐役は、特定広域連合等の長の補助機関である職員のうちから特定広域連合等の長が命ずることとし、移譲事務等に関し特定広域連合等の長を補佐し、当該移譲事務等を監督する。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他の非常事態の場合において、災害応急対策又は災害復旧のため特に必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。
- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他の政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

9 事務等の移譲措置の適用に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、特定広域連合等が移譲事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

特定広域連合等の長が行うこととされる事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

（注）広域連合制度への理事会制導入を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出済み。

「国出先機関の原則廃止」に対する本県の考え方

平成 23 年 7 月 更新

滋賀県

1 (取組姿勢)

住民や事業者に対する行政サービスの向上に資することや行政体制の簡素・効率化を図ることを目的として、「国出先機関の廃止」に向けた改革に取り組みます。

2 (移譲の受け方)

国出先機関の事務・権限のうち、複数県にまたがるもの等を除き、可能な限り県が単独で移譲を受けることを基本としますが、移譲の早期実現を図るため、まずは関西広域連合への「丸ごと移管」を求めていきます。

3 (移譲の対象)

移譲を求める範囲は、全国知事会が検討対象とした 8 府省 15 系統ですが、まずは、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿地方環境事務所の関西広域連合への移譲が必要であると考えています。

また、ハローワーク（公共職業安定所）については、県への「丸ごと移管」を目指し、特区提案しているところです。

4 (移譲の条件)

国に対しては、事務・権限の移譲にあたって、不要な事業の廃止や執行方法の改善などにより、出先機関のスリム化を図ることや必要な税財源も合わせて確実に移譲をすることを求めます。

5 (具体的な検討)

移譲を求める機関や共通する課題については、それぞれ総括部局を定め、受け入れ時の具体的な課題や条件、方法等について、情報収集や検討を進めます。

また、事務・権限や財源、人員等の適正な条件下での移譲と、関西広域連合から府県への再移譲が可能な制度設計を求めます。

6 (改革の推進)

国出先機関の廃止は、地方自治の形を大きく変えるものであり、市町や県民のみなさんのご理解とご協力を得て、共に進めていかなければならぬと考えています。

「国の出先機関の原則廃止」に向けた本県の活動

国出先機関改革は、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年閣議決定）に基づき、検討・協議が進められている。「アクション・プラン」では、出先機関のブロック単位での移譲を推進するとともに、地方が特に移譲を要望している項目として、直轄道路、直轄河川、公共職業安定所（ハローワーク）を挙げている。

本県は、直轄道路、直轄河川については、関西広域連合へのブロック単位の移譲を求めているため、移譲協議は進めていない。

（特区提案に基づく県とハローワークの一体的実施）

- ・ 本年4月より、本県からの特区提案により、国のアクションプランに基づく国と県との一体的実施が行われている。
- ・ 「県求職者総合支援センター」に、ハローワークの職業相談・職業紹介部門を併設し、中高年齢者、外国人等の生活面と就労面の支援に取り組んでいる。
- ・ なお、移管の可能性の検証を行うため、東西2カ所（埼玉県、佐賀県を予定）で特区制度を活用して、ハローワークを移管した状況を試行することとなっている。）

（市町への情報提供・意見交換）

- ・ 国出先機関の移管は、国と地方の役割分担を変える大きな改革であることから、定期的に市町との情報共有や意見交換等を行い、地域主権改革の推進に向けた環境づくりに努めている（23年度は9回開催）。

（県民への周知、気運の醸成）

- ・ 「国の出先機関原則廃止」など地域主権改革について、県民と共に考え、取り組むため、本年2月10日に県内地方六団体主催でシンポジウムを開催した。
- ・ 今後も様々な機会を通じ、国出先機関の事務・権限の移譲に向けた気運の醸成を図る。

（府内での検討・情報共有）

- ・ 国出先機関の原則廃止に向けた動きについては、県政経営会議に諮るほか、関西広域連合参与等会議や国出先機関関係課長会議によって情報共有を図っている。
- ・ また、移譲を求める3機関（経済産業局、地方整備局、地方環境事務所）ごとにプロジェクトチームを設け、事務・権限の受け入れに伴う諸課題等の調査・検討を行うなど、具体的な検討を進めている。

